

「無線設備規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方

(意見募集期間：平成24年8月23日～同年9月21日)

【意見提出 10件】

No	意見提出者	提出された意見（全文）	総務省の考え方
1	イー・アクセス株式会社	<p>I. はじめに</p> <p>本省令案は、ワイヤレスブロードバンド環境の実現に向けた周波数の確保等のための取組であることから、賛同します。今後も、移動体通信分野における周波数の割当て拡大に向けた取り組みをお願いします。</p> <p>II. 本省令案に対する当社の意見</p> <p><内容></p> <p>1. 7GHz帯携帯無線通信システムの周波数の確保</p> <p><当社の意見></p> <p>携帯電話の普及率が人口比で100%を超えるなど、これまでの10年間の移動体通信分野は、携帯電話を中心に飛躍的な電波利用の拡大がありました。</p> <p>現在の移動体通信分野は、スマートフォンの普及に代表されるトラヒックの需要増大を起因とする事業者の障害がメディアに大きく取り上げられるように国民の関心もきわめて高いと考えます。そのトラヒックの需要増大の課題に対して、本年2月と6月に夫々900MHz帯と700MHz帯の新規周波数の割当てが実施されたところではありますが、今後も拡大するトラヒックへの対策を考えた場合、適宜のタイミングで更なる新規周波数の割当てが必要不可欠な課題であることは明らかです。</p> <p>このような環境の中、本省令案の1.7GHz帯無線通信システムへの周波数の確保は、まさに移動体通信分野の新規周波数の割当てであり、増大するトラヒック需要に対応するものとして当社は歓迎するものであり、可及的速やかに割当てプロセスを実施継続頂けるようお願い申し上げます。</p> <p>また、昨今の移動体通信市場は、大手3社による寡占化が継続している状況であり競争の停滞が見られ、移動体通信分野の競争促進が上手く機能していない課題も明らかになっています。よって、1.7GHz帯無線通信システムへの周波数の確保及び割当てにあたっては、移動体通信分野の競争促進も踏まえた上で、電波利用の有効な拡大が図れる政策の実現を希望いたします。</p>	<p>本件省令案等への賛成意見として承ります。</p>

2	株式会社エヌ・ティ・ドコモ	<p>(2) 800MHz帯携帯無線通信システムの再編 800MHz帯携帯無線通信システムの再編に関する無線設備規則等の改正案は、第2世代移動通信システムの終了にともなう関係規定の削除を行うものであり、適当と考えます。</p> <p>(3) 1.5GHz帯デジタルMCAの一部地域での運用終了 1.5GHz帯デジタルMCA陸上移動通信システムの、北海道総合通信局及び中国総合通信局の各管轄地域での運用終了に伴う、当該地域における携帯無線通信の利用が前倒して行えるようにするための関係規定の改正案は、適当と考えます。</p> <p>(4) 1.7GHz帯携帯無線通信システムの周波数の確保 1.7GHz帯携帯無線通信システムの周波数拡大に関する技術基準等の改正案は、適当と考えます。</p> <p>(6) 広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）の高度化等 広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）の高度化の技術的条件は、情報通信審議会情報通信技術分科会携帯電話等高度化委員会報告「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」（平成24年4月25日答申）に取りまとめられていると理解しております。 この答申では、高度化BWAシステムの無線局数に制限を付けたうえで、隣接する衛星システム（上り）との所要ガードバンド幅が10MHzであることを導いています。 今後、周波数割当てを行う際には、隣接する衛星システムとの間に有害な干渉が発生することを避けるため、情報通信審議会での検討結果を踏まえた制度整備がなされることを希望します。</p>	<p>本件省令案等への賛成意見として承ります。</p> <p>なお、広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する御意見については、将来の周波数の割当てに際して、情報通信審議会の答申を踏まえ、共存上必要なガードバンドを確保する予定です。</p>
3	KDDI株式会社	<p>公表された省令案等については、800MHz帯携帯無線通信システムの再編、PHS制御用周波数の移行、広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）の高度化等に関する改正であるため、賛成いたします。</p> <p>周波数割当て計画に関して、モバイルデータトラフィックの急速な増加等に伴う周波数のひっ迫状況を解消し、ユーザ利便性の維持・向上を図るためにも、本割当て計画案に基づく新たな周波数が早期に割当てされるよう希望いたします。また、周波数利用効率を一層高めるため、最新技術のタイムリーな導入が可能となるよう引き続き技術基準の整備を推進していただくよう希望いたします。</p>	<p>本件省令案等への賛成意見として承ります。</p>
4	スカパーJ S A T株式会社	<p>本改正案では、割当て周波数の上端が2655MHzとなっています。この上端周波数まで周波数割当てが行われた場合には、N-Star上り用周波数下端（2660MHz）とのガードバ</p>	<p>将来の周波数の割当てに際して、情報通信審議会の答申を踏まえ、共</p>

		<p>ンドは、5 MHzになります。</p> <p>一方、情報通信審議会 諮問第2021号 「2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」に関する報告書では、「表4.4-2 2.5GHz帯における干渉検討結果まとめ」において、N-Star上り（人工衛星局、JCSAT-5Aトランスポンダ）とのガードバンドは10MHz（2650MHzまで）必要との結論が示されています。</p> <p>以上のように、本改正案の設備規則だけでは、上記の共存に必要なガードバンド10MHzが確保されていないため、将来の周波数の割り当てに際しては、情報通信審議会の答申を踏まえた共存のための対策を実施して頂きたく、お願いいたします。</p>	<p>存上必要なガードバンドを確保する予定です。</p>
5	一般社団法人全国陸上無線協会	<p>標記に関し、150MHz帯デジタル簡易無線の導入について意見を申し上げます。</p> <p>400MHz帯の簡易無線にデジタル方式が導入され、現在急速に普及が進んでいるところですが、電波伝搬特性の異なる150MHz帯の簡易無線に対してもデジタル方式の導入を図ろうとする施策は、チャンネル数の増加とデータ専用チャンネルの設定により利便性の向上が図られ、無線利用の一層の普及のため大いに期待されるものであり、本改正案に賛同いたします。</p> <p>一方、400MHz帯デジタル簡易無線で認められているアナログとのデュアル方式の複数の送信装置であっても1の無線局免許とすることができる特例を、150MHz帯においても同様な適用をお認めいただけると一層普及性の向上が図られると考えますので、ご配慮をお願いいたします。</p>	<p>本件省令案等への賛成意見として承ります。</p> <p>なお、複数の送信装置の取扱いについては、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
6	トヨタ自動車株式会社	<p>平成24年4月に情報通信審議会から一部答申された「79GHz帯高分解能レーダーの技術的条件」を踏まえて、総務省殿が関係する規定の整備を進めて頂くことで、更なる事故削減に向け、より分解能の高い車載レーダーの実用化が可能となり、安心・安全な道路交通社会の実現に向けた取り組みに弾みがつくと期待しております。</p>	<p>本件省令案等への賛成意見として承ります。</p>
7	日本自動車輸入組合	<p>別添の省令案と告示案とでは使用する周波数の範囲が次のように異なっております。</p> <p>別添1～4： 77GHzを超え81GHz以下の周波数</p> <p>別添20、22： 78GHzを超え81GHz以下の周波数</p> <p>既に認可されている欧州の法規等を考慮しますと、以下の通りにされることが望ましいと考えます。</p> <p>別添20-1にある78.0GHzを77.0GHzとする。</p> <p>別添22-1にある78GHzを77GHzとする。</p> <p>別添19-2、別添20-1、別添23-9にある79.5GHzを79GHzとする。</p>	<p>77.5GHz～78.0GHzは無線標定業務に国際分配されていませんが、現在、ITU-Rで検討されているところです。</p> <p>別添1、2及び4においては、ITU-Rでの将来的な分配の可能性を考慮し、無線設備の変更を少なくする観点から、情報通信審議会からの答申に基づき77GHz～81GHzとしています。別添20、22においては、78GHz</p>

		別添22-1の占有周波数帯幅の許容値 3 GHzを 4 GHzとする。	～81GHzとしていますが、今後のITU-Rでの検討を踏まえて、77GHz～78GHzの追加を検討していきます。
8	UQコミュニケーションズ株式会社	<p>1. (1)無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の一部を変更する省令案 今回の無線設備規則を変更する省令案における広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）の無線局の無線設備の技術的条件の一部改正についてはBWAの高度化に関する国際標準化動向に合致するものであることから変更賛同致します。 ただし、BWAの更なる高度化に向けて新技術が速やかに導入できるよう、国際標準化の進捗には迅速にご対応して頂くことを要望致します。 なお、今回の無線設備規則第49条の28及び関連する告示の改正につきましては、平成24年4月25日の情報通信審議会において一部答申を頂いた「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」を踏まえ、従来の技術基準よりも厳しくなる項目があります。高度化前の現行WiMAXについても当面サービスの提供が継続されることから、今回の改正においては必要以上に技術基準が厳しくならないよう高度化前（現行）の技術基準も読めるような併記を要望致します。</p> <p>2. (23)周波数割当計画（平成20年総務省告示第714号）の一部を変更する告示案 今回の周波数割当計画の一部を変更する告示案につきましては、現在急速にユーザ数が拡大しているBWA向け周波数帯域の拡大（2625～2655MHz）が反映されたものであることから変更賛同致します。</p>	<p>本件省令案等への賛成意見として承ります。 また、新たな技術の導入については、国際標準化の進捗に対して、適切に対応して参ります。 なお、御意見を踏まえて、現行システムを拡大前の周波数で使用する場合は、現行規定を残す方向で案を修正します。</p>
9	個人	<p>募集対象のうち、○無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）の一部を改正する省令案について、賛成致します。 賛成する理由についてですが、1局に対し1免許を交付する現在のやり方では、最初の免許交付時のみならず、再免許の交付・旧免許の返納などに対し免許人はもとより総務省（総合通信局）側の負担も大であると容易に想像されるからです。各移動通信事業者の免許数がそれぞれ数万を越えている現状を考えた場合、交付する免許状を一にする本改正案は、総務省（総合通信局）、免許人双方のメリットが大であると考えます。 ただし本案の施行に伴い、個別の基地局・陸上移動中継局の許可状況について、総務省（総合通信局）と免許人との間で認識に差異が発生することが懸念されます。そのため必要に応じ確実な許可状況が確認できるよう、現在の無線局情報検索システムに掲載される情報については、従来どおり個別の基地局・陸上移動中継局の情</p>	<p>本件省令案等への賛成意見として承ります。 また、無線局情報検索システム及び包括免許範囲の拡大に関する御意見に関しましては今後の制度整備等の参考とさせていただきます。</p>

		<p>報を掲載して頂けるようご考慮頂きたく存じます。</p> <p>最後に、本改正案への賛否とは直接関係のない要望となりますが、申請手続きおよび審査の更なる省力化のため、基地局および陸上移動中継局の包括免許の範囲の拡大についても何卒ご検討の程よろしくお願い致します。</p>	
10	個人	<p>無線局免許手続規則改正案第21条第13項についての意見です。</p> <p>本件改正案の趣旨は、「免許状の管理・保管の負担を軽減する」ことですが、これは、免許人の負担を軽減する趣旨であって、行政の負担を軽減することを主眼とするものではないと解されます。</p> <p>したがって、「一の免許状を交付することがある」という規定を、免許人の要求により一の免許状を交付しなければならないという規定に改めるべきだと思います。</p>	<p>無線局監理及び免許処理審査の観点から無制限に一の免許状とできるものではないことから、現在の改正案の規定内容となっていますが、実際の対応につきましては、御意見にあるように、対象無線局の免許人の要望を踏まえて可能な限り一の免許状としていく予定です。</p>